

第3章 緑の目標と基本方針



四季回廊 ～ 緑でつなぐ 彩りあふれるまち ～

本市は、瀬戸川、朝比奈川、栃山川などの河川を中心に良好な自然環境が形成され、まちなかには市民の憩いの場として親しまれる蓮華寺池公園などがあり、身近に緑と水辺を感じることものできる自然があふれています。

これら先人から受け継いだ緑の財産を資源とし、「育て」「創り」「守る」ことで、蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園、金比羅山緑地などの緑の拠点、そして中心市街地や旧東海道沿いの商店街などのまちの拠点を瀬戸川や栃山川、朝比奈川などの河川緑地を軸とした水辺空間や幹線道路の街路樹でつなぎ、春・夏・秋・冬それぞれの季節を彩る花や緑によって、四季の装いを奏でる都市を形成することを基本理念とします。

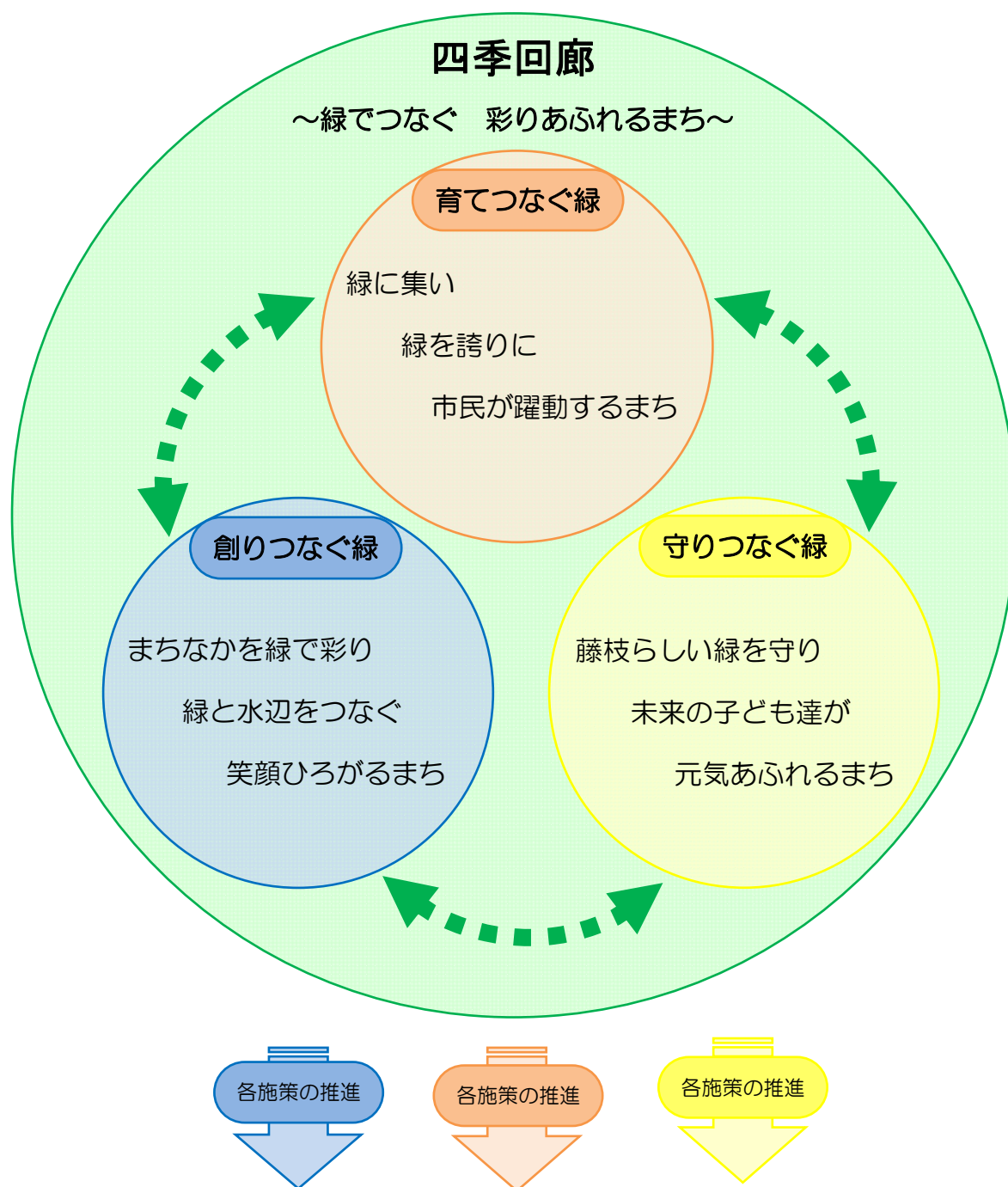
緑があふれ、四季それぞれに特徴ある姿をみせる四季回廊を形成した藤枝は、まちの魅力が高まり、協働により花や緑で彩られたまちは、市民の笑顔があふれ、人々の心を明るく彩り、心身の健康が増進され、市民相互のつながりを深め、人々が多く集まることにより、まちが活性化し賑わいを創出します。

このように、基本理念である四季回廊を推進し、『ひととまちが健康で活力あるまち藤枝』を目指します。



図 3-1-1 将来像イメージ図

基本理念イメージ図



四季回廊推進による効果

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| ○まちに緑があふれます | ○まちの環境が高まります | ○まちの魅力が高まります |
| ○ひとの笑顔があふれます | ○心身の健康が増進されます | ○ひとのつながりを深めます |
| ○まちが賑わいます | ○住みやすいまちになります | ○緑を未来につなげます |

図 3-1-2 基本理念イメージ図

3-2 施策の体系



基本理念を実現するため、以下のとおり基本目標、課題基本方針を定め、施策を進めます。

基本理念

基本目標

課題

基本方針

四季回廊
「緑でつながり彩りあふれるまち」

育て つながる緑

緑に集い
緑を誇りに
市民が躍動するまち

【市民や事業者との協働・意識の向上】

- ・ 緑や水辺に係る市民活動
事業活動の活性化への支援
- ・ 緑に関する意識向上

育

緑化活動に取り組む市民活動団体を支援し
活動を活発化させます

育

緑に関する意識向上を図り市民全体で
緑のまちづくりを進めます

育

緑に関する情報を発信し、花と緑の普及を進めます

創り つながる緑

まちなかを緑で彩り
緑と水辺をつなぐ
笑顔ひろがるまち

【緑豊かな都市空間の創出】

- ・ 緑豊かな藤枝駅周辺の
中心市街地の創出
- ・ 民有地の緑化の推進

創

目に映る緑を増やし、来訪者が潤いと癒し
を感じる空間を創出します

創

市民ニーズを踏まえ、誰もが安心して
利用できる緑地の整備を進めます

創

市民や来訪者が、季節を感じる四季回廊
づくりを進めます

守り つながる緑

藤枝らしい緑を守り
未来の子ども達が
元氣あふれるまち

【緑地の保全と整備】

- ・ 地域の個性を形成する
緑地の保全
- ・ 市街地の背後に広がる
森林の保全と整備
- ・ 里山の保全・活用
- ・ 災害への対応
- ・ 農地の保全の仕組みづくり

守

市街地の背景を形成する山並みを“緑の屏風”と
位置づけ、開発を抑制し適切に保全を図ります

守

貴重な歴史・文化的な緑を保全し
本市の都市づくりに活用します

守

主要な河川を都市の貴重な都市緑地として
位置づけ保全を図ります

主な施策

○市民や事業者との協働による取り組みの促進

- ・花の会等の緑化活動団体の支援 ・まち美化里親団体による緑化活動の促進 ・まち美化里親団体の締結の促進
- ・まち美化里親団体の表彰 ・河川愛護団体の支援

○花と緑のイベント等の開催

- ・花と緑のイベント開催（植木まつり、桜まつり、藤まつり、アーモンドまつり、椿まつり）
- ・花壇コンテストの実施（小中学校内、道路植栽） ・緑のまち絵画コンクールの実施
- ・グリーンカーテンコンテストの実施 ・グリーン・ツーリズムの推進 ・ウォーキングイベントの開催

○緑の啓発活動と環境教育の推進

- ・出前講座の開設 ・エコリーダーの認定 ・環境学習講座の実施 ・プレイパークの拡充

○花と緑の情報収集と発信の強化

- ・緑の満足度調査の実施 ・緑のビューポイントの紹介 ・ふじえだ花めぐりマップの作成
- ・ハイキングコースの紹介 ・『かぜのたより』による旬な情報の発信 ・花と緑のイベントの開催（再掲）

○中心市街地の緑化の促進

- ・道路植栽の更新と適切な維持管理 ・開発施設の壁面緑化の促進 ・地区計画による緑化の促進
- ・グリーンカーテン設置の促進 ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進

○民有地の緑化の促進

- ・生垣づくり補助制度による緑化の支援 ・記念樹配布による緑化の促進
- ・地区計画、緑地協定、建築協定などによる緑化の促進 ・開発許可制度や工場立地法に基づく緑地の確保
- ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進（再掲） ・壁面緑化の促進（再掲） ・グリーンカーテン設置の促進

○身近な公園の整備

- ・公園整備計画の策定 ・水守地区公園整備の推進（近隣公園1箇所、街区公園3箇所） ・借地公園整備の検討
- ・ふれあい広場の都市公園化の検討 ・都市公園長寿化計画の策定 ・公園施設再整備の推進

○河川・湖沼の水辺空間の整備

- ・環境に配慮した多自然型河川整備の推進 ・河川遊歩道整備の推進 ・親水空間整備の推進 ・青池公園の保全

○花と緑の拠点整備及び保全

- ・蓮華寺池公園の魅力アップ事業の推進 ・瀬戸川地区の桜並木の保全 ・四季の拠点の緑化の推進及び保全
- ・道路植栽の更新と適切な維持管理（再掲） ・ハイキングコースの保全

○四季回廊ネットワークの情報発信

- ・四季回廊ネットワークの紹介 ・ふじえだ花めぐりマップの作成（再掲） ・『かぜのたより』による旬な情報の発信（再掲）
- ・観光ポータルサイトと連携した花や緑の情報発信 ・ハイキングコースの紹介（再掲）

○市街地周辺の緑や里山の保全

- ・風致地区等の指定による緑の保全 ・森林整備計画に基づく森林の保全 ・農地維持活動による里山の保全
- ・耕作放棄地の有効活用の推進 ・放置竹林対策の推進 ・ハイキングコースの保全（再掲）

○歴史・文化的緑の保全

- ・旧東海道松並木の保全 ・指定文化財（天然記念物）の保全 ・史跡（歴史）公園の保全

○都市緑地の指定

- ・主要河川の都市緑地の指定 ・既存緑地の都市緑地の指定

3-3 基本目標・基本方針・施策の展開



本市の自然的条件、社会的条件、公園や緑地の配置計画等から、「育てる・創る・守る」からなる緑の将来像を設定し実現を図ります。

育てつなぐ緑

基本目標（１） 緑に集い緑を誇りに市民が躍動するまち

市民が楽しみ、市民が育て、市民が守る体制をつくるため、緑に関する意識を高め、市民・事業者・行政が協働で緑の創出と維持管理を進めます。

基本方針

- 緑化活動に取り組む市民活動団体を支援し活動を活発化させます
- 緑に関する意識向上を図り、市民全体で緑のまちづくりを進めます
- 緑に関する情報を発信し、花と緑の普及を進めます



人をつなぐ

施策の展開

①市民や事業者との協働による取り組みの促進

既存団体に加え、新たな市民活動団体等が参加しやすい環境を整え、道路や河川等の緑化保全活動を活発化するように促進します。

【具体的な施策】

- ・ 花の会等の緑化活動団体の支援
- ・ まち美化里親団体による緑化活動の促進
- ・ まち美化里親団体の締結の促進
- ・ まち美化里親団体の表彰
- ・ 河川愛護団体の支援



花の会による緑化活動



市民による緑化活動

②花と緑のイベント等の開催

花と緑のイベントや道路植栽樹、地域の公園、学校の花壇等で花と緑のコンテスト等を開催し、花と緑に親しみを持ち、みんなで育てる楽しさとともに緑について学ぶことで、将来の緑のまちづくりの担い手となるよう意識の向上を図るように推進します。

【具体的な施策】

- ・花と緑のイベントの開催（植木まつり、桜まつり、藤まつり、アーモンドまつり、椿まつり）
- ・花壇コンテストの実施（小中学校内、道路植栽）
- ・緑のまち絵画コンクールの実施
- ・グリーンカーテンコンテストの実施
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・ウォーキングイベントの開催



植木まつり



グリーンカーテン

③緑の啓発活動と環境教育の推進

自然や環境を学ぶことで、将来の緑のまちづくりの担い手となるよう意識の向上を図るように推進します。

【具体的な施策】

- ・出前講座の開設
- ・エコリーダーの認定
- ・環境学習講座の実施
- ・プレイパークの拡充



出前講座(藤の育て方教室)



プレイパーク(蓮華寺池公園)

④花と緑の情報収集と情報発信の強化

季節ごとに見頃となる花の情報や必見スポットなどの情報を提供し、市民に広く知られていない美しいグリーンスポットを紹介することにより、市民に対し積極的に外出することを促し、緑に親しむ機会を増やすように推進します。

【具体的な施策】

- ・緑の満足調査の実施
- ・緑のビューポイントの紹介
- ・ふじえだ花めぐりマップの紹介
- ・ハイキングコースの紹介
- ・『かぜのたより』による旬な情報の発信
- ・花と緑のイベントの開催（再掲）

創りつなぐ緑

基本目標（２） まちなかを緑で彩り緑と水辺をつなぐ笑顔ひろがるまち

志太榛原地域の中核都市にふさわしい緑豊かな市街地を形成するため、目に見える緑の配置や緑と水辺のネットワークを作り花と緑の回廊づくりを進めます。

基本方針

- 目に映る緑を増やし、来訪者が潤いと癒しを感じる空間を創出します
- 市民ニーズを踏まえ、誰もが安心して利用できる緑地の整備を進めます
- 市民や来訪者が、季節を感じる四季回廊をつくります



緑をつなぐ

施策の展開

① 中心市街地の緑化の促進

藤枝駅周辺の中心市街地では、「来る人、住む人、充実満足 営み溢れ持続可能な“生活・交流都心”」を目指し、市街地再開発事業等の様々な事業が行われていますが、緑化を含めた景観づくりの先導的な役割を担い、周辺に波及するよう推進します。

そこで、来訪者が目で見えて感じる緑の指標「緑視率」を採用し、道路植栽の更新や維持管理に止まることなく、市民や事業者と一体となってプランターやハンギングバスケットの設置、或いはグリーンカーテンを設置することにより市街地の緑視率を向上させ、潤い・癒しの魅力を高めることを目指します。

中心市街地の緑視率を、現在※の 21.2%から、平成 32 年度には 23.0%、平成 42 年度には 25.0% とすることを目指します。（※平成 26 年 7 月計測）

【具体的な施策】

- ・ 道路植栽の更新と適切な維持管理
- ・ 開発施設の壁面緑化の促進
- ・ 地区計画による緑化の促進
- ・ グリーンカーテン設置の促進
- ・ ハンギングバスケットやプランター設置等の促進



開発施設の壁面(屋上)緑化状況(駅前)



ハンギングバスケットのイメージ

②民有地の緑化の促進

民有地の緑化は、市街地の緑地を確保するためにも重要になります。地区計画や緑地協定などにより地区全体の総合的な緑化を図るとともに、生垣づくり補助制度の活用による家庭の緑化、開発許可制度や工場立地法などに基づく緑化を図るように促進します。

○住宅地

住宅地の緑化は、地区全体に進むことによって住民の緑に対する意識向上や景観の向上が図られていきます。このため、ブロック塀に替わる生垣の普及や新規宅地開発に伴う緑地の確保を促進します。

【具体的な施策】

- ・生垣づくり補助制度などによる緑化の支援
- ・記念樹配布による緑化の促進
- ・グリーンカーテン設置の促進（再掲）
- ・地区計画、緑地協定、建築協定などによる緑化促進
- ・開発許可制度に基づく緑地の確保

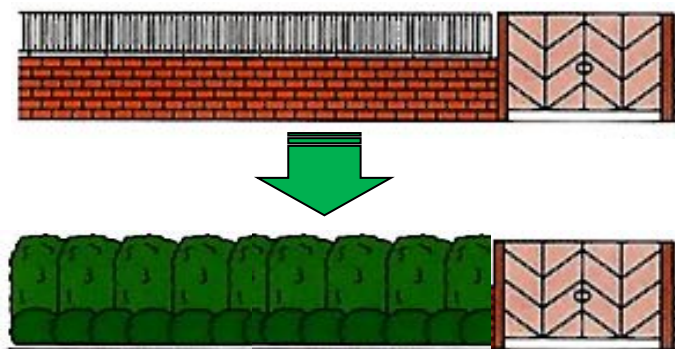


図 4-1-1 生垣への変更イメージ



住宅地の緑化(清里)



住宅開発による公園配置

○商業地

商業地の緑化は、都市の環境や景観の向上を図る上で必要不可欠なものです。そこで、ハンギングバスケットやプランターの設置、建物の壁面緑化、開発に伴う緑地の確保を促進し、来訪者へ本市の魅力を伝え、おもてなし強化を図ります。また、余剰地の少ない商業地では、施設管理者と調整を図り、歩道等の公共施設を利用した緑化の強化も同時に図ります。

【具体的な施策】

- ・ハンギングバスケットやプランター設置等の促進（再掲）
- ・壁面緑化の促進（再掲）
- ・グリーンカーテン設置の促進（再掲）
- ・開発許可制度に伴う緑地の確保（再掲）



ハンギングバスケットイメージ

○工業地

工業地の緑化は、都市環境の向上を図る上で重要なものです。そこで、開発許可制度、工場立地法、地区計画制度などに基づく緑化により、工場敷地内だけでなく、敷地外部に対する緩衝帯としての緑化を促進します。

【具体的な施策】

- ・ 開発許可制度や工場立地法に基づく緑地の確保
- ・ 地区計画等による緑地の促進（再掲）



工業地の緑化



工業地の緑化

③身近な公園の整備

公園整備計画を策定し、各地域にバランスよく適正に公園を配置します。公園の整備手法において借地方式等も検討していきます。また、公園の長寿命化についても計画的に整備していきます。

都市公園の供用面積を、現在※の $7.7 \text{ m}^2/\text{人}$ から、平成 32 年度には $8.5 \text{ m}^2/\text{人}$ 、平成 42 年度には $10.0 \text{ m}^2/\text{人}$ とすることを目指します。（※平成 27 年 3 月現在）

【具体的な施策】

- ・ 公園整備計画の策定
- ・ 水守地区公園整備の推進（近隣 1 箇所・街区 3 箇所）
- ・ 借地公園整備の検討
- ・ ふれあい広場の都市公園化の検討
- ・ 都市公園長寿命化計画の策定
- ・ 公園施設再整備の推進



身近な公園(うついち公園)



施設を再整備した身近な公園(駅前公園)

④河川や湖沼の水辺空間整備

市街地を流れる瀬戸川、栃山川、葉梨川、朝比奈川等の河川や蓮華寺池、青池などは、水質の維持及び生態系の保全に努めるとともに、河川沿いの散策路の設置など、市民に親しまれる水辺空間の整備を推進します。

【具体的な施策】

- ・環境に配慮した多自然型河川整備の推進
- ・河川遊歩道整備の推進
- ・親水空間整備の推進
- ・青池公園の保全



河川遊歩道(栃山川)



青池公園

⑤花と緑の拠点整備及び保全

四季回廊の中心的な、緑の拠点である蓮華寺池公園の再整備（魅力アップ事業）の推進や瀬戸川の桜並木をはじめとする四季の拠点や拠点をつなぐ道路植栽等の緑を積極的に保全します。

【具体的な施策】

- ・蓮華寺池公園の魅力アップ事業の推進
- ・瀬戸川地区の桜並木の保全
- ・四季拠点の緑化の推進及び保全
- ・道路植栽の更新と適切な維持管理（再掲）
- ・ハイキングコースの保全

⑥四季回廊ネットワークの情報発信

本市は四季を通じて様々な花が咲き乱れており、蓮華寺池公園など、常に花や緑を身近に感じることができるスポットが多数存在しています。これらを河川や道路で繋ぎ、市民や来訪者がいつでも花や緑を楽しめる四季回廊ネットワークの情報を発信します。

【具体的な施策】

- ・四季回廊ネットワークの紹介
- ・ふじえだ花めぐりマップの作成
- ・観光ポータルサイトと連携した花や緑の情報発信
- ・『かぜのたより』による旬な情報の発信
- ・ハイキングコースの紹介（再掲）

四季回廊 花と緑のネットワーク

緑の核 蓮華寺池公園の四季

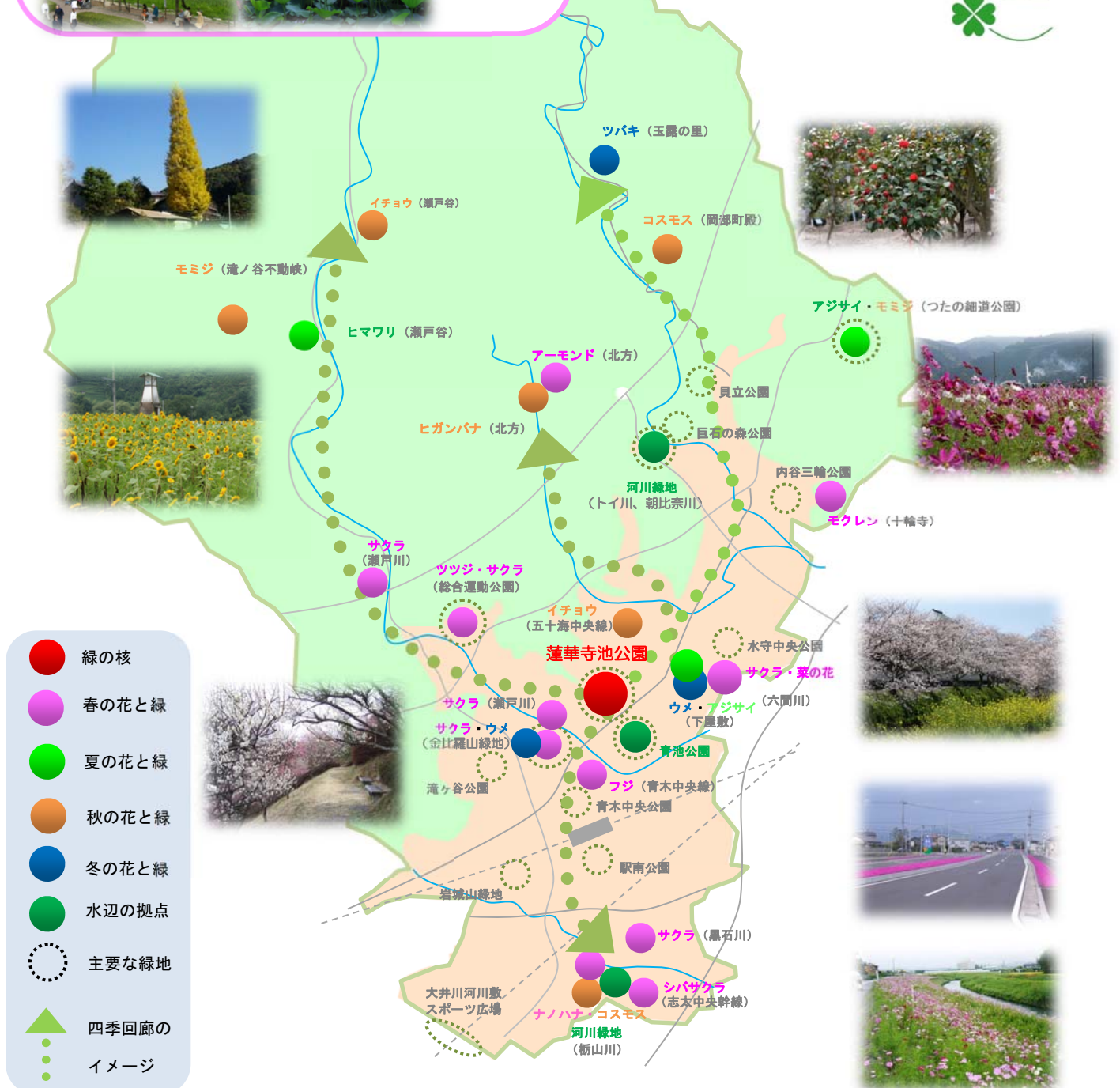
フジ・サクラ・サツキ
ツツジ・シャクナゲ

ウメ

サルスベリ
モミジ

ハス・ハナショウブ
アジサイ
スイレン・アベリア

蓮華寺池公園や瀬戸川の桜トンネル、深緑や紅葉の山々。これら花と緑の拠点を、街路樹や花壇で彩られた道路や、山中のハイキングコースで結び、人々が季節を感じながら歩いて楽しめる、花と緑のネットワークを設定し、その充実を図ります。



春



サクラ(蓮華寺池公園)



サクラ・菜の花(六間川)



ツツジ(藤枝総合運動公園)

夏



フジ(蓮華寺池公園)



ハス(蓮華寺池公園)



ヒマワリ(瀬戸谷)

秋



コスモス(岡部町殿)



コスモス(栃山川)



イチョウ(瀬戸谷)

冬



ウメ(蓮華寺池公園)



ウメ(金比羅山緑地)



ツバキ(玉露の里)

守りつなぐ緑

基本目標（３） 藤枝らしい緑を守り未来の子ども達が元気あふれるまち

市街地周辺や里山等の豊かな自然、歴史・文化的に貴重な緑を市の財産として保全し、後世に継承します。

基本方針

- 市街地の背景を形成する山並みを“緑の屏風”と位置づけ、開発を抑制し適切に保全を図ります
- 貴重な歴史・文化的な緑を保全し、本市の都市づくりに活用します
- 主要な河川を都市の貴重な都市緑地として位置づけ保全を図ります



未来へつなぐ

施策の展開

①市街地周辺の緑や里山の保全

市街地の背景となっている山々、里山、農地、神社の社叢などは、都市やその地域を彩る緑として貴重な役割を担っています。このため開発を抑制し、環境保全、景観向上、レクリエーション利用など地域の特性を活かし、積極的に緑地の保全及び活用を図るように推進します。

市街地の面積に対する市街地の緑地の割合を、現在※の 10.0%から、平成 32 年度には 18.0%、平成 42 年度には 20.0%とすることを目指します。（※平成 27 年 3 月現在）

市街地内の緑化の推進と共に、市街地周辺の山々などを地域住民と合意形成を図りながら、風致地区や緑地保全地域などの指定により、地域制緑地として保全していく面積を増やし緑地の割合の向上を図ります。

【具体的な施策】

- ・ 風致地区等の指定による緑の保全
- ・ 森林整備計画に基づく森林の保全
- ・ 農地維持活動による里山の保全
- ・ 耕作放棄地の有効活用の推進
- ・ 放置竹林対策の推進
- ・ ハイキングコースの保全（再掲）



市街地の背景となる緑



放置竹林対策（西方）



農地維持活動（本郷）

②歴史や文化的緑の保全

旧東海道松並木の保護保全に努め、本市の貴重な歴史・文化的な緑の景観の保全と継承を図るとともに、本市の都市づくりに活用するように推進します。

【具体的な施策】

- ・旧東海道松並木の保全
- ・指定文化財（天然記念物）の保全
- ・史跡（歴史）公園の保全



旧東海道松並木(上青島)



天然記念物(若一王子神社の社叢)



史跡公園(田中城下屋敷)



歴史公園(御子ヶ谷公園)

③都市緑地の指定

本市を流れる主要河川である瀬戸川、葉梨川、朝比奈川、栃山川などを都市緑地に指定し保全していきます。また、街なかにある緑地も積極的に都市緑地の指定をしていきます。

【具体的な施策】

- ・主要河川の都市緑地の指定
- ・既存緑地の都市緑地の指定



二級河川栃山川



岡出山公園

3-4 数値目標



緑の将来像実現のため、本計画における数値目標は、以下の表中の数値とします。

表 3-4-1 数値目標

目標項目	現 況	平成 32 年目標	平成 42 年目標
中心市街地 ^{※1} の緑視率	21.2% ^{※4}	23.0%	25.0% ^{※6}
都市公園等の供用面積 ^{※2}	7.7 m ² /人 ^{※5}	8.5 m ² /人	10.0 m ² /人 ^{※7}
市街地の緑地率 ^{※3}	10.0% ^{※7}	18.0%	20.0%

※1：藤枝駅周辺の中心市街地

※2：都市計画区域内人口一人当たりの供用面積。

※3：本計画の緑地率とは、市街地面積に対して、市街地内の緑地と市街地周辺の緑地の面積の割合になります。詳細は 13 ページを参照して下さい。

※4：平成 26 年 7 月現在の値です。

※5：平成 27 年 3 月現在の値です。

※6：国交省社会実験により緑が多いと感じ始める割合。

※7：都市公園法施行令第 1 条により都市計画区域内の住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準は 10 m²以上とされています。

